

函 南 地

令和5年(2023年)8月1日

報 道 機 関 各 位

函館市南茅部支所地域振興課長

南茅部地域世界遺産活用の支援に従事する地域おこし協力隊員募集
に伴う報道について（依頼）

このことについて、地域おこし協力隊員2名を募集しています。また、
下記のとおり、募集セミナー等を開催しますので、取材・報道方よろしく
お願いいたします。

記

- 1 概 要 南茅部地域世界遺産活用の支援に従事する地域おこし協力
隊員（観光振興1名，水産振興1名）を募集します。
（別添：募集要領）
- 2 セミナー等開催内容（別添パンフレット）
 - (1) 令和5年8月8日（火）19:00-20:30 地域おこし協力隊募集セミ
ナー（事前予約制）
開催場所 東京都千代田区「ふるさと回帰支援センター」ON L I
N E 同時開催
 - (2) 令和5年8月9日（水）10:00-14:00 出張相談デスク（事前予約
制）ふるさと回帰支援センター内北海道移住相談窓口「どさんこ交
流テラス」
- 3 募集期間は令和5年7月21日(金)から令和5年8月21日(月)までです。

※ 詳細につきましては、お問い合わせください。

〔 南茅部支所地域振興課
担当 河合 TEL0138-25-5111 〕

南茅部地域世界遺産活用の支援に従事する 函館市地域おこし協力隊募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南茅部地域世界遺産活用の支援に従事する函館市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）の募集に関し、函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 函館市は、平成16年に1市3町1村（戸井町、恵山町、楸法華村、南茅部町）との市町村合併により市域が広がるとともに、水産資源はもとより、自然・温泉・史跡など特色のある新たな地域資源が函館市の魅力として加わった。

一方で、日本人の総人口が減少するなか、本市においても、人口減少や少子高齢化が避けられない状況となっており、地域経済の縮小や雇用機会の減少など、様々な課題が生じている。

このような状況のなか、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である史跡垣ノ島遺跡・史跡大船遺跡が世界文化遺産に登録された。この恵まれた観光資源や水産資源など地域の特徴を活かして函館市内の南茅部地域の活性化を図ることを目的に、隊員を募集する。

(隊員の活動地域および活動内容)

第3条 隊員の活動地域は、原則、函館市南茅部支所管内とする。（ただし、必要に応じて管外の活動可）また、活動内容は、「函館市地域おこし協力隊の設置に関する要綱」に基づき、以下の範囲内の活動を行う。ただし、1名は1号および3号、他の1名は2号および3号を担うこととする。

(1) 南茅部地域の観光振興に関すること。

- ア 地域の観光資源の発掘と商品化の検討
- イ 観光消費額の増に資するお土産品や飲食メニュー等の開発
- ウ 観光関連団体や人材との連携促進と組織化検討
- エ 地域イベントの企画・実施
- オ 旅行代理店と連携した実施可能な新たな旅行プランの提案
- カ その他上記に類する業務

(2) 南茅部地域の水産振興に関すること

- ア 水産業関連に関する課題の洗い出しと整理
- イ 水産業の収益増に資する効率化や商品化等の検討と実証実験
- ウ 地域の水産物のブランディング
- エ 地域の水産業者の後継者対策
- オ 水産資源を活かした環境保全の推進
- カ その他上記に類する業務

(3) 南茅部地域の情報発信と地域交流に関すること

- ア SNS や WEB 等を通じた情報発信
- イ 動画投稿サイトを活用した地域の魅力発信
- ウ 支所発行の広報物の作成
- エ 地域内の住民との交流プログラム
- オ 観光客と地元住民との交流イベントの企画・実施
- カ 世界遺産を生かした地域づくり懇談会開催運営補助業務
- キ 北海道教育大学との連携による地域づくり支援実習補助業務
- ク その他上記に類する業務

(募集人員および雇用形態)

第4条 募集人員は2名とし、性別は問わない。

- 2 募集する隊員は、函館市が委嘱するが、函館市との雇用契約は発生しない。
- 3 本市と南茅部地域世界遺産活用支援事業委託業務の契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）は、当該隊員を職員として雇用する。
- 4 勤務地は、原則、函館市南茅部支所管内とする。

(活動条件・待遇・福利厚生等)

第5条 活動条件・待遇・福利厚生等は、以下のとおりとする。ただし、事業者の就業規則等により、一部変更となる場合もある。

主な活動条件等	活動時間	原則 午前8時45分から午後5時30分(休憩1時間)
	活動日	原則 月曜日から金曜日の週5日間
	休日・休暇	土日祝日(週休2日制) 有給休暇・特別休暇あり
	報償費	月額 190,000円以上(賞与あり)
	福利厚生	健康保険・厚生年金・雇用保険に加入, 家賃補助あり
	活動費	予算の範囲内で, 活動用車両の借上費, 活動旅費等移動に要する経費, その他隊員の活動に要する経費など

- 2 第3条の活動に支障のない範囲内での副業については, 事業者と協議の上認めるものとする。
- 3 必要に応じて活動条件等について事業者と協議の上, 変更できるものとする。

(隊員の遵守事項)

第6条 隊員は, 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動地域における住民やその他関係団体等との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 活動中の所在を明らかにすること。
- (3) 前条に規定する活動に係る情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに, 事故等の防止に努めること。
- (5) 活動に影響を与える事態が発生した場合は, 直ちに市長に届け出ること。

(応募資格)

第7条 応募資格は, 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 函館市南茅部支所管内へ住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく住民票を異動する意思を有する者であって次のいずれかに該当する者(委嘱される前に既に本市に定住または定着している者を除く。)
 - ア 総務省が公表する「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において定める条件不利地域を除く都市地域または政令指定都市に住民票を有する者
 - イ 他の地方公共団体から地域おこし協力隊員として委嘱を受け, 2年以上継続して同一地域において活動した経験を有する者であって, 当該地域おこし協力隊員を解職された日から1年以内の者
- (2) 隊員としての活動期間終了後も函館市南茅部支所管内に定住する意欲を持っていること
- (3) 地域活性化に意欲と熱意を有し, 積極的に活動することができると認められる者

- (4) パソコンの一般的な操作ができ、インターネットの活用およびSNS等における投稿ができる者
- (5) 令和5年4月1日現在において20歳以上の者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者を優先する。

（募集期間）

第8条 募集期間は令和5年7月21日（金）から8月21日（月）までとする。

（応募書類および応募方法）

第9条 隊員として任用されることを希望する者は、様式第1号および6カ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付した任意様式による履歴書を提出しなければならない。

2 応募方法は、応募書類を下記問い合わせ先まで郵送で提出することとする。ただし、募集期間内の消印を有効とする。

(1) 問い合わせ先

〒041-1692 函館市南茅部支所地域振興課

電話番号 0138-25-5111

E-mail mi-chiiki@city.hakodate.hokkaido.jp

（応募者の選考等）

第10条 応募者の選考は、1次選考として書類審査を行い、選考結果は応募者に通知する。

2 1次選考の合格者を対象に面接による2次選考を行う。2次選考の日時、場所および面接の方法（対面またはオンライン）は1次選考の結果とともに通知する。

(1) 2次選考会場までの交通費または通信費は、応募者の負担とする。

(2) 2次選考の結果は、応募者に通知する。

（活動開始日等）

第11条 活動開始日は、原則として令和5年10月1日とする。

(任用期間)

第12条 隊員の任用期間は、令和6年3月31日までとし、任期の初日から起算して最長3年まで延長することができる。

(活動報告)

第13条 隊員は、活動内容を記載した様式第2号による活動実績書を一月単位で取りまとめ、翌月10日までに（プロポーザルで選定された業者）に報告する。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月21日から施行する。

南茅部はどんなところ

平成16年に他の3町1村とともに合併した南茅部は、昆布をはじめとする水産資源はもとより、世界遺産となった縄文遺跡のほか、温泉・自然など特色のある新たな地域です。一方で、人口減少や少子高齢化が避けられない状況であるほか、交流人口も伸び悩んでおり、地域経済の縮小や後継者不足など、様々な課題が生じています。

気候は、北海道のなかでは雪が少なく温暖です。地域内には、スポーツセンターや温水プール、スキー場、キャンプ場などの公共施設も充実しています。また、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター、寿司店・喫茶店なども営業しており、インターネットも光回線が通っています。

平均気温：8.7℃ 日最高気温：24.0℃ 日最低気温-5.3℃ 一気象庁提供（1991-2020平均）

国勢調査data (2020年)	人口	65歳以上	3世代 世帯率	労働力 人口率	農林漁業就 業者世帯率	持ち家率
函館市	251,084人	36.02%	5.88%	51.19%	1.01%	56.24%
うち南茅部支所	4,538人	43.46%	22.20%	61.46%	23.13%	87.42%

○漁業の概要

約34キロメートルの海岸線に10の漁港を有し、日本一の生産量の真昆布や本地域が発祥の北海道大謀網漁などにより、年間100億円を超える漁業生産高となっています。



○世界遺産と国宝

2021年に世界文化遺産となった「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である「大船遺跡」と「垣ノ島遺跡」があります。また、北海道初の国宝、中空土偶が縄文文化交流センターに展示されています。



◆地域おこし協力隊のミッション

函館市では南茅部地域で活動する「観光振興コーディネーター」と「水産振興コーディネーター」の2名を募集します。「観光振興コーディネーター」は、地域の観光資源の発掘と商品化の検討や地域イベントの企画・実施などの活動を想定しています。「水産振興コーディネーター」は、水産業の収益増に資する効率化や商品化等の検討や地域の水産物のブランディングなどの活動を想定しています。また、2名で協力しながら、SNS やWEB 等を通じた情報発信や地域内の住民との交流プログラムなどの活動をしていただきます。

◆地域おこし協力隊募集の概要

■募集人数 2名

■応募資格

- ・函館市南茅部支所管内へ住民票を異動する意思を有する方
- ・隊員としての活動期間終了後も函館市南茅部支所管内に定住する意欲を持っている方
- ・令和5年4月1日現在において20歳以上の方 などの要件があり

■雇用形態・期間

- ・函館市が地域おこし協力隊員として委嘱しますが、函館市との雇用契約は発生しません。(函館市と契約をした事業者が職員として雇用しますので、事業者の就業規則が適用されます。)
- ・任用期間は委嘱の日(原則:令和5年10月1日)から令和6年3月31日まで(委嘱の日から起算して、最大3年まで延長することができます。)

■活動時間

- ・活動時間 原則 午前8時45分から午後5時30分(休憩1時間)
- ・活動日 原則 月曜日から金曜日の週5日間(週休2日制)

■報償費

- ・月額 190,000円以上(賞与あり)

■福利厚生

- ・健康保険、厚生年金、雇用保険に加入
- ・有給休暇・特別休暇あり
- ・家賃補助あり

■活動費

- ・予算の範囲内で活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費、その他隊員の活動に要する旅費など

■申込受付期間

- ・令和5年7月21日(金)から8月21日(月)まで(当日消印有効)

■募集要領

- ・函館市のホームページからダウンロードしてください。



2名募集

2023年10月

観光・水産

北海道
函館市
みなみかやべ
南茅部

地域おこし協力隊急募！

—世界遺産の縄文遺跡と日本一の昆布のまち—

ON LINE
で
同時開催

2023年
8月8日(火) 19:00-20:30

東京オフィス2023年第379回ふるさと暮らしセミナー

事前予約制

地域おこし協力隊 募集セミナー

会場：ふるさと回帰支援センター
東京交通会館8階(東京・有楽町)

共催：認定NPO法人
ふるさと回帰支援センター

●セミナーのプログラム

- 18:45 開場
- 19:00 開会あいさつ・地域の魅力を情熱紹介
池田南茅部支所長
- 19:20 地域おこし協力隊のミッション
長谷山産業建設課長
- 19:40 南茅部に移住して起業して一体験談を激白—
モトーンブレインズ 山田代表(リモート)
- 20:00 なんでも質問コーナー
- 20:30 閉会

クリエイティブディレクター
山田貴久氏(函館市出身)

コンピューターのCEや「新横浜ラーメン博物館」で企画・運営を担当。2011年函館にUターンし、フリーのクリエイティブディレクターとして活動



予約はこちらの入力フォームから →

予約締切 8月7日(月)



出張相談デスク—地域のこともなんでも教えます

事前予約制

日時 2023年8月9日(水) ①10:00②11:00③12:00④13:00 各45分

会場 ふるさと回帰支援センター内

北海道移住相談窓口「どさんこ交流テラス」[東京・有楽町]

予約 函館市南茅部支所地域振興課 Tel 0138-25-5111

E-mail: mi-chiiki@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市は、言わずと知れた観光地です。

南茅部は平成16年にその函館市の仲間となりましたが、残念ながら知名度はまだ低いです。

この地域では、古くから漁業が盛んで、昭和40年代には我が国最初の昆布養殖に成功して昆布の生産量は日本一。さらには北海道七椏網(現在の定置網)漁業の発祥の地なのです。

また、令和3年7月に世界文化遺産として登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の「七椏遺跡」と「垣ノ島遺跡」もあります。

二んなに地域資源が豊富でも南茅部は、人口減少・高齢化に苛まれています。

この地域を一緒に知恵を出して汗を流しながら活躍してくれる仲間を探しています。

そうです。今、これを一緒にやるあなたの力が必要なのです。

勇気を出して「一歩前に踏み出してみませんか。」